

## 招待論文 全地域連携を目指す児童館 —沖縄県浦添市立浦城っ子児童センターの現況と展望—

ブストス・ナサリオ（教育学博士）Nazario Bustos, Ph.D.

株式会社オフィスハート 心理・教育研究センター長，元筑波大学研究者，元九州女子短期大学・桜花学園大学教授

### 要旨

児童館は、厚生労働省の「児童館ガイドライン」によって児童福祉施設として18歳未満の全ての子どもを対象とする。本論文は、そのガイドラインの描く（理想的な）児童館と現実の児童館の違いを明らかにしようとするものである。そのため、ガイドラインを紹介しながら沖縄県浦添市立浦城っ子児童センターの活動内容・地域全体との連携ができるように行っている真摯な努力を考察する。最後に児童館をもっと魅力的な施設となるよういくつかの活動の提案を行う。

キーワード 児童館、児童センター、児童館あゆみ、地域連携、木のおもちゃ、現況と展望

### はじめに

児童館という施設はほとんどの人々にとって馴染み深いものかもしれないが、この施設の機能と目的を正確に理解している人は多くないと考えられる。そのため、児童館の機能、目的、児童館を支える法的小および歴史的根拠など、児童館の主要な側面を示す必要がある。そのために、この論文では主に、最新のものであり、児童館が「理想的」な姿でどうあるべきかを描いている厚生労働省が発行した技術的な助言文（児童館ガイドラインの改正）の文章を使用する。冒頭であるが、ここでは本論文の二つの主な特徴を明らかにしたい。まず、「ガイドライン」が描く「理想」的な児童館の実現に向けた様々な課題を明らかにする。そして、上記の文を明らかにするために沖縄県浦添市立の一館の施設の例を通して現実を説明しようとする。では、児童館のあゆみ・定義・現代の目的などから始めよう。

### I. 児童館のあゆみ

児童館の原点は、昭和22（1947）年12月12日に公布された「児童福祉法」にあるが、なぜその頃に必要だったのかについて述べることにしよう。

昭和22（1947）年というのは、第二次世界大戦直後、日本が敗戦後の混乱状態からまだ立ち上がれない時期だった。子どもの生存権や生活の安定や基礎的な人権に視点を当てると、貧困と無権利の状態に置かれていたことは周知のことだ。児童福祉法がつくられた年に「教育基本法」・「学校教育法」・「労働基本法」などの子どもを守ろうとする法律がたくさん制定された。しかし、法律が制定されても、状況は良くなるより悪くなったそうである。「浮浪児の数は一九五一年頃まで一方です。子どもの非行も一九五〇年までふえていき、それをピークにして下がっていきます。非行も低年齢化、凶悪化の傾向が出てきます。」<sup>(1)</sup>

その他にもいろいろな深刻な問題が現れてきた。「それと街頭の労働少年、靴磨き、新聞売り、ヤミタバコ売り、エロ雑誌売り、花売りなど、自分だけでなく家族の生計を維持するために働いているので

す。それと人身売買事件が多発します。前借金をとって子供を売る、その金は親の生活費にあてる。」<sup>(2)</sup>

この状況の中で、なぜ日本政府がこどもに関係する多くの法律を制定したのでしょうか。大高と定行によれば、「児童福祉法は、戦後激増した浮浪児、不良児、遺児、孤児等の惨めな状態に対するマッカーサー司令部の指示を受け、政府がこの対策を中央社会事業委員会に諮問し、この答申により、児童保護法の構想から児童福祉法の構想に移行し起草されたものであるといわれる。」<sup>(3)</sup>

すなわち、マッカーサー司令部は、当時の日本のこどもの状況を理解し、それをできるだけはやく変えようとした。こどもが戦争の最も弱い犠牲者であることは明確であったからこそアメリカのイメージを改善するためにこども関係の様々な法律を同時に提案したのではないかと思われる。

このように、児童福祉法の制定により児童館が生まれる。そこで、児童館のイメージを考える際に政府はヨーロッパのセツルメントを基礎にされたそうである。

「日本における児童館活動は、セツルメント運動の子どもを対象としたさまざまな活動のなかにその源流をみることができる。セツルメント運動とは、19世紀イギリスで始められた社会福祉事業で、貧民が住むところに学生やキリスト教関係者が住み込み、彼らの生活を改善するためにいっしょに勉強したり、文化的活動をしたり、生活相談にのったり、人々の暮らす環境を整備したりといった一定の地域におけるさまざまな活動のことである。20世紀の初めに日本に伝わり、東京や大阪、神戸などの大都市部で展開された」。<sup>(4)</sup>

日本の場合、セツルメントは、貧しい住民の住む地区に宿泊所・診療所・託児所などを設け、住民の生活向上に努める社会運動、またはその施設をいう。「隣保館」と呼ばれる場所を指した場合もあった。<sup>(5)</sup>

児童福祉法は、昭和23(1948)年1月1日に施行されたが、その第40条において悲惨な状況にあった子どもだけではなくすべてのこどもを対象とする施設として誕生することになった。

「第二次世界大戦後、戦災孤児や浮浪児を保護するだけでなく、すべてのこどもたちひとりひとりの個性や可能性を最大限に発達させることを「健全育成」と考え、これを目的にした児童福祉法が誕生した(1947)。児童福祉法で健全育成の理念を地域社会で実現する施設として第40条に定められたのが児童館である(当時すでに44館の児童館が開設されていた)」。<sup>(6)</sup>

しかし、自治体に児童館の設置に関して義務がなかったのでその数が増えるための補助金がどこからも出なかった。ところが、1960年代になると日本社会は高度経済成長に入ると状況が変わった。

すなわち、「児童福祉法が施行されたものの保護すべき子どもが最優先であり、かつ必置の義務がないことから児童館の整備は遅れ、児童福祉法成立後十数年間は200館程度しか開設されていない。1960年(昭和35)ころから各地で学童保育の設置を求める運動が活発になり、また高度経済成長による工業化、都市への人口移動、都市環境の悪化による遊び場の不足、子どもの交通事故の多発なども相まって、1963年に厚生省(現、厚生労働省)は市町村立の児童館の施設整備費・運営費に対して補助金を出すことにした。これが児童館に対する最初の国庫補助となった。1968年に全国児童館連絡協議会が結成され、1975年には全国児童館連合会の設立など、児童館の活動を推進する全国組織が整備されていった」。<sup>(7)</sup>

その後バブル時代とその崩壊により、児童館そのものへの関心・無関心・補助廃止・サポート等が様々な動きがみられるようになった。

「ところが、1980年代になると「地方分権」のもとで、1986年に人件費の国庫補助が廃止(地方交付税措置化)され、1997年(平成9)には公設公営児童館の事業費が廃止された(県立を除く公設公営分が地方交付税措置化)。さらに2012年(平成24)には、民間児童館の事業費も廃止された。1985年に開館した全国唯一の国立総合児童センターであり、全国の児童館のシンボリック的存在であった「こどもの城」は、施設の老朽化やさまざまなタイプの民間テーマパークができるなど遊び場が多様化したこと、自治体で児童館の整備が進んできたこと等を理由に2015年に閉館した」。<sup>(8)</sup>

このような歩みをたどって、最多館数になったのは平成 18 (2006) 年時点で 4,718 ケ所 (公営 3,125 ケ所、民営 1,593 ケ所) が、2022 年 10 月時点での児童館設置数は 4,301 か所 (公営 2,323 か所、民営 1,978 か所) となっている。

## II. 現代の (理想的な) 児童館とは

児童館 (英: Children's Hall もしくは Children's Center) とは、児童福祉法第 40 条に規程されている児童厚生施設の一つである。

「児童館ガイドライン」(以下ガイドラインと記す) (厚生労働省子ども家庭局、2024 年) によれば、『児童館は、18 歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、こどもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする社会福祉施設である』。そのような目的を達成するために児童館は下記のような特性を充実させることが求められる。

### 1. 児童館の基本特性

児童館の特性は、こどもが自らの意思でひとりでも利用し遊ぶこと、安心してくつろぐことができること、こども同士にとって出会いの場になり、年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる (拠点性) ことである。また、遊びだけでなく、困ったときや悩んだときに、相談したり助けてもらえたりする職員がいることも特徴的である (多機能性)。また、地域全体へ活動を広げていく (地域性) ことも特性である。

### 2. 児童館における遊び

こどもの日常には家庭・学校・地域という生活の場がある。こどもはそれぞれの場で人やものに関わりながら、遊びや学習、休息や団らん、文化的・社会的な体験活動などを行う。特に、遊びは、生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中にこどもの発達を増進する重要な要素が含まれている。

このことを踏まえ、児童館はこどもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒をゆたかにするよう援助することになる。

### 3. 児童館の拠点性

児童館は、地域におけるこどものための拠点 (館) であり、こどもの居場所となり、こどもが直面している福祉的な課題に対応している。そして、児童館は、地域の住民と、こどもに関わる関係機関等と連携して、地域におけるこどもの健全育成の環境づくりを進めている。

### 4. 児童館の地域性

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援する。児童館を切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、妊産婦の利用など幅広い保護者の子育て支援に努める。

児童館は、保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域のこどもを健全に育成する拠点としての役割を担う。

地域住民が、ボランティア等として児童館の活動に参加できる機会を提供し、地域社会でも自発的に活動ができるように支援する。

中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れなどに努める。

## 5. 児童館の多機能性・役割

ここでは、厚生労働省のガイドラインで描かれている理想的な児童館の機能・役割を示すことにしよう。当然のことであるがこれらの機能のすべては児童館の理念と目的に基づくものである。ガイドラインの第3章では下記のように述べている。

### (1) 遊び及び生活を通じたこどもの発達の増進

こどもは、遊びやくつろぎ、出会い、居場所、大人の助けなどを求めて児童館を利用する。その中で、こどもは遊びや友達、児童厚生員との関わりなどを通じて、自主性、社会性、創造性などを育てていく。

児童厚生員は、こども一人ひとりと関わり、こどもが自ら遊びたいことを見つけ、楽しく過ごせるように援助し、こどもの遊びや日常生活を支援していく。特に遊びの場面では、児童厚生員がこどもの感情・気分・雰囲気や技量の差などに心を配り、こども同士が遊びを通じて成長し合えるように援助することが求められる。そのため、児童厚生員は一人ひとりのこどもの発達特性を理解し、遊び及び生活の場での継続的な関わりを通して適切な支援をし、発達の増進に努めることが求められる。

### (2) こどもの安定した日常の生活の支援

児童館は、こどもの遊びの拠点と居場所となることを通じて、その活動の様子から、必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることによって、こどもの安定した日常の生活を支援することが大切である。

児童館がこどもにとって日常の安定した生活の場になるためには、最初に児童館を訪れたこどもが「来てよかった」と思え、利用しているこどもがそこに自分の求めている場や活動があって、必要な場合には援助があることを実感できるようになっていることが必要となる。そのため、児童館では、訪れるこどもの心理と状況に気付き、こどもと信頼関係を築く必要がある。

### (3) こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応

こどもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生を予防し、かつ早期発見に努め、専門機関と連携して適切に対応すること。その際、児童館を利用するこどもや保護者の様子を観察することや、こどもや保護者と一緒になって活動していく中で、普段と違ったところを感じ取ることが大切である。

### (4) 子育て家庭への支援

子育て家庭に対する相談・援助を行い、子育ての交流の場を提供し、地域における子育て家庭を支援すること。その際、地域や家庭の実態等を十分に考慮し、保護者の気持ちを理解し、その自己決定を尊重しつつ、相互の信頼関係を築くことが大切である。

また、乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育ての交流を促進する。さらに、地域における子育て家庭を支援するために、地域の子育て支援ニーズを把握するよう努める。

### (5) こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進

地域組織活動の育成を支援し、こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの中心となり、地域のこどもを健全に育成する拠点としての役割を担うこと。

その際、地域のこどもの健全育成に資するボランティア団体や活動と連携し、地域で子育てを支え合う環境づくりに協力することが求められる。まさに、児童館運営のポイントは、この「こどもの育ちに関する組織や人とのネットワークの推進」にあると確信する。

## 6. 児童館の職員（児童厚生員）

児童館では、こどもたちが「先生」という呼び方をするのであるが、実際に職員の中には専門家である「児童厚生員」がいる。その他に、保育園や幼稚園、小学校・中学校・塾などの指導経験者も多い。それらの指導員の主な職務はガイドラインによると以下のとおりである。

- ・こどもの遊びを援助するとともに、遊びや生活に密着した活動を通じてこども一人ひとりとこども集団の主体的な成長を支援する。
- ・地域のこどもの活動や、子育て支援の取組を行っている団体等と協力して、こどもの遊びや生活の環境を整備する。
- ・児童虐待を防止する観点から保護者等利用者への情報提供などを行うとともに、早期発見に努め、対応・支援については市町村や児童相談所と協力する。
- ・子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して解決に努める。

## III. 沖縄県浦添市の基礎情報

それでは、一つの児童館の実践活動を紹介する前にその浦城っ子児童センターのある場所・環境（沖縄県浦添市）について短く紹介したいと思う。

浦添市は、那覇に次いで沖縄県で2番目の人口の多い街です（令和6年7月時点で那覇は、313,589人、浦添は、115,342人）。全国的にも高い出生率で、平均年齢が42歳で、比較的若い人口です。なお、市の総面積の14.3%を治外法権の米軍基地で占められている。

現在、市内には市立幼稚園が11園、小学校が11校、中学校が6校、高等学校が6校、特別支援学校が3校ある。さらに、専修学校が4校、職業訓練学校1校がある。そして、アメリカ軍立（Department of Defense Education Activity）キンザー小学校（Kinser Elementary School）がある。

ここで強調しなければならないこととしては、浦添市は全国的にも珍しくすべての小学校区ごとに館ずつ「児童センター」（児童館）が設定されていて、11館の児童センターがあることである。

## IV. 浦城っ子児童センターの地域連携状況

児童館は施設面積の大きさにより「児童館」、「児童センター」、「大型児童センター」と呼び方が変化して利用者対象や機能、サービスも少し変化する。浦城っ子児童センター（以下センターと記す）は、「大型児童センター」に分類され、年中児童（5～6歳）の運動サポートが優先される。センターは、浦城小学校と隣接しており、多子世帯が多いエリアである。「株式会社オフィスハート」が指定管理者として浦添市から運営・管理を任されている。筆者は、浦城っ子児童センターで子どもの発達への木育、木製のおもちゃの心理的・教育的な影響に関する研究を行っているため、本論文でこのセンターの実際の活動状況・課題等について、具体的に（現実的に）述べることにする。地域社会の中での活動、地域のボランティアの育成、大学との連携、家庭との連携、学校との連携、地域及び関係機関との連携、役所との連携という項目に分けて説明しようと思う。

### 1. 地域社会の中での活動

センターの主な活動は、「遊び場」としての遊びを通した子どもの育成である。センターのこどもは近隣地域にあるオフィスハートの自社製や古今東西から厳選された木のおもちゃで遊ぶことによって心

身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒がゆたかになるよう援助を受けている。こどもたちが、自らおもちゃを選び、自ら遊びを考えたり、作り出したりする。必要な場合、またはこどもの希望により児童厚生員（職員）が相手になって一緒に遊び方を覚えるまたは新しい遊び方を考える。

上記の「遊び場」とともに、センターは「こどもの居場所」になっている。こどもが安全に安心して過ごせる居場所となることを通してこどもの安定した日常の生活を支援する。そのため毎日、月曜日から土曜日まで午前 10:00～18:00 まで、火曜日と木曜日は 10:00～22:00 時まで開いている。18:00～20:00 は中学、高校生の時間となっており、遊びや勉強だけではなく、のんびり過ごすという機能を果たしている。

また、地域の行事に参加できるようにこどもの話し合いの場を計画的に（こどもの意見を尊重しながら）、設けている。このように、自分たちの「こども会議」を通して「浦添市児童センターフェスティバル」を他の 10 館の市立児童センターとともに計画・実施に参加している。

その上に、センターでは、地域のこどもたちが毎日しっかり勉強し元気に遊び、心も体も健康な成長をサポートするため、給食がない日でも食べられるよう土曜日の昼の弁当を用意し、センターの職員が食品衛生研修なども受け、資格を取得し、法的基準にのっとり調理を行い、弁当を作り、無料で提供している。食材等は地域の方々からの寄付や各種補助金も活用し、夏休みになると毎日弁当を作って配布する（2024 年夏だけで約 6,000 個配布を行った）。

さらに、子育て支援の実施として、家庭と友人関係等に悩みや課題を抱えている子どもへの対応を行い、必要な場合には、家庭や学校等と連絡をとり、適切な支援をする。また、こどもの間でいじめ等の関係が生じないように配慮する。

乳幼児支援に関しては、センターは保護者と協力して乳幼児を対象とした活動を実施し、参加者同士で交流できる場を設け、子育て世代の交流を促進している。このような活動は、計画的に実施するとともに保護者たちの希望する時間にも対応する。保護者、職員監視のもと、小・中・高校生世代の子どもにも乳幼児と保護者とともに遊ぶこともしばしばある。このように、異なった年齢のこどもたちの触れ合う機会も提供する。

## 2. 地域のボランティアの育成

センターを利用するこどもが、ボランティアリーダーとして成長できるように、様々な活動に参加し成功体験をさせる機会を与える。例えば、こども会議やセンターフェスティバルなどのような活動に自由参加できるように指導・助言を行う。リーダー（代表）として役割を果たしたいこどもに対してガイド、支援、援助を活動の最初から最後まで行うこともある。

また、地域住民に対しても、ボランティア等としてセンターの活動参画に参加できる機会を様々な形で提供する。例を挙げれば、地域の女性高齢者に対して、こどもたちとの交流、沖縄文化の説明や伝達、こども食堂の機能を果たす場合にはお弁当作りやキッチンでの手伝いなどに参加機会を与えている。

## 3. 大学等高等教育機関との連携

また、大学生等を対象にしたボランティアの育成や職場体験、施設実習の受入れを行っている。この場合、国立大学や私立大学・短期大学・専門学校等の学生に対し必要に応じて、施設案内、職務説明、こどもとの支援体験や情報提供（面接等への対応）、実習の終了証明書提出などを行っている。センターが提供される研修・実習機会等に参加するために大学生は「こどもの居場所学生ボランティアセンター」や大学の掲示板の情報を元にセンターを訪問し、申し込み・手続きを行なう。

このような学生ボランティアの育成ができるのは、センターと大学が直接に連携しているからではな

く、実際に、「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄の子どもの居場所学生ボランティアセンター」に加盟所属している11大学・大学院・短大・高専・（琉球大学、沖縄キリスト教短期大学、沖縄キリスト教学院大学、沖縄大学、沖縄女子短期大学、沖縄国際大学、沖縄県立芸術大学、名桜大学、沖縄県立看護大学、沖縄県工業高等専門学校、沖縄科学技術大学院大学（OIST））の学生が県内各地こどもの居場所ボランティア活動を行うことができるように組織されているためである。参加希望の学生がボランティアとして登録し、事前研修会を受ける必要がある。一回の研修のセッションは5時間かかり、参加は対面とオンラインになり、参加者数は150名に限る。内容としては、①沖縄県の貧困状況等の概要、②こどもの権利について、③ソーシャルワークの基礎、④ボランティアの説明、⑤現場からの声、などを挙げられる。居場所での活動は、学習支援、生活支援、芸術活動、こども食堂に参加などである。<sup>9)</sup>

このような組織を持って、「一般社団法人大学コンソーシアム沖縄の子どもの居場所学生ボランティアセンター」は、沖縄県の各市との連携を通して、学生が様々な施設でボランティア活動を行うことができるようになった。よって、浦添市にある大学の学生がセンターでいろいろな活動ができるのである。

#### 4. 家庭との連携

家庭との連携には「個人情報」が含まれているため包括的な情報交換ができるのは簡単なものではない。しかし、センターは努力しながらこどもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡をとる。理想的にはセンターは連絡だけでなく、適切な支援を行うことまでできれば良いのだが、センターは「早期発見、つなぎ役」としての役割を果たす。センターは支援できるようになるためには高度な知識・技術が必要であり、適切な報酬が支払われるべきだが、その予算はついていない。

実際、センターは子どもの発達や家庭環境等の面で家庭、学校、こどもの発達支援に関わる関係機関等と協力することは未だ十分にできていないケースもある。

#### 5. 学校との連携（小中高）

センターの活動と小学校の行事等について、ある程度情報交換を行い、円滑な運営を図っている。センターや学校でのこどもの様子について、必要に応じて適切な情報交換が行えるように努めているがケースによっては十分ではない場合もある。学校側についてであるが校長の考え方によりセンターとの関係が変わることもある。中学校については、問題を抱える生徒が現れる場合に連絡・話し合い・センター訪問など行っているがそれ以外の連携は、ケースにより違いがあり、連携方法は均一ではない。また、高等学校と情報交換する機会は比較的に少ない。

#### 6. 地域及び関係機関等との連携

センターの運営や活動の状況等について、「センターだより」、「Instagram」などを通して地域住民等に積極的に情報提供を行い、理解を得るように努力しており、その結果、信頼関係を築くことに安定しているといえる。地域住民等がセンターを活用できるように働きかけることなどにより、センターの周知を図るとともに、地域の人材との協力関係を築くことを大切に考えている。

また、こどもの安全の確保、福祉的な課題の支援のため、日頃より警察、消防署、各種ボランティア団体等地域のこどもの安全と福祉的な課題に対応する社会資源との連携を深めておくことも大切にされており、児童センターは浦添市が「福祉避難所」と定めていて防災、災害時拠点としての機能も期待されている。

#### 7. 役所との連携

上記のように、浦城っ子児童センターは浦添市内の11館の中のひとつであり、他のセンターと同じ

ように浦添市立である。上記のように浦城っ子児童センターは施設面積により大型児童センターに分類される。厚生労働省のガイドラインによれば、大型児童センターは小型児童館及び児童センターの機能に加えて、県内の小型児童センター及びその他の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する（A型児童館）。

しかしながら、浦城っ子児童センターはそのような機能を果たすことができない状況にある。なぜなら浦添市立の児童センターとして市のガイド・指示に合うような活動をする必要があるからである。言うまでもないが、市の11館の児童センターの運営の秩序を維持するためには、市の指示に従うことが重要である。

そのため、ガイドラインに描かれている大型児童センターの機能である(1) 県内児童館相互の連絡、連携を密にすること、(2) 県内児童館の運営等を指導すること、(3) 県内児童館の館長や児童厚生員等職員の研修を行うこと、(4) 都道府県の域を越えて相互に連携し積極的な情報交換を行うこと、という4つの「県内・県外の活動」は、すべて市に委ねる。

## V. これからの児童センターの地域社会との連携

これまで見てきたように、浦城っ子児童センターは様々な形で地域社会の中で活動を行なっているが、「ガイドライン」の描く理想的な形になっていない。この状況は、特に全国の地方の児童館に当てはまるだろうと思われるため、今後の地方の児童館等のあり方を検討する必要がある。検討するにあたって、様々な側面を考えなければならないのであるが、ここで主な課題のみ考えてみることにしましょう。

### 1. 児童館・児童センターの存在感

まず、存在感についてであるが、地域社会の中ではほとんど知られていないためその存在感を高める必要がある。たとえば、児童館という名前を知っても児童センターという名前は聞いたことない。両方の施設の名前を知っても児童館と児童センターはどこが違うかとよく聞かれる。実は、児童センターの方が少し大きな施設であり、児童館の機能に加えて必ず体育館があるため利用者は運動ができるようになっている。よって、「運動を通して児童健全な育成推進する」こともできる。両方とも児童福祉施設であるため厚生労働省の管轄にあり、全国の各市の子ども政策課等の下に管理・運営されており、両施設は「児童館ガイドライン」に従う（児童センターガイドラインは存在しない）。運動活動以外に全ての理念・目的・特性・社会責任・機能・役割・活動内容・職員特性等は類似である。

この状況の中で、両施設の機能・内容・必要性等に関する啓発活動が不可欠であると思われる。いうまでもないが、このような活動をリードするのは全国の各地方公共団体の担当者及び運営に関わる者たちとなり、その担当者の計画性・創造性・予算・活発性などの力量による。他方、児童センターには子どもたちとの接触・経験による様々な活動・こどものニーズへの対応の仕方の提案を行うことが大切である。また、地域のボランティア団体、幼保施設、小学校、中学、高等学校、大学、自治体、公民館、地域内の他センターなどの様々な連携を活発につくって、未来のセンターを構造しなければならないのである。

### 2. 児童館・児童センターの機能・役割・活動内容

ガイドラインには児童館の機能・活動内容は非常に多くて、実現には多くの課題をクリアする必要がある。簡単ではない。特に地方の児童館には施設・設備・職員の側面で足りないものが多いといえよう。

例えば、ガイドラインには「子どもと子育て家庭が抱える可能性のある課題の発生予防・早期発見と対応」と記載されているが、この機能を果たすためには家族との連携が深いものでなければならないし、

そのための個人情報等の展開権限は、学校や市町村行政の担当者および支援員の児童センターとの関わり方と信頼関係の構築度合により、異なる。

そこで、児童館・児童センターは日頃から自己評価を行なって、どのような機能を不十分な形で行っているかを明らかにするだけでなく、支援が必要な児童や家庭への支援のアプローチの要否に気を配ることも活動において大変重要となり、多岐に渡り具体的な実現可能な機能を提案すべきであり、地方自治体からどのような援助・支援が必要かを明確する必要がある。

### 3. 児童館・児童センターの職員

上記の課題は、いうまでもなく児童館・児童センターの職員の特性に関連しているといつてよかろう。ガイドラインに記載されている全ての機能・役割・活動等を行うためには職員が必要である。しかし、子どもと子育て家庭が抱える課題を発生予防・早期発見と対応を行うためにはどれほどの専門性が必要だろうか。少なくとも心理学者・社会学者・精神科医学者・社会福祉師の全ての知識が必要となるが、児童厚生員の資格取得カリキュラムだけでは補いされない寄り添いが必要なケースもあり、そのようなケースに対応できる豊富な知識を持つ職員がいないと想定してもよかろう。もちろん、職員が一人ではないが上記のような知識を手に入れるのは3人・4人でも難しい。そうすると、児童館・児童センターは、様々な専門家との繋がりをつくる必要となる。そこで、このような困難な課題を解決するためにセンターは自ら大学との連携をつくるしかないと筆者は思う。このような連携が出来るなら、活発的に大学の資源を借りながら活動を確実に広げることができるようになるだろう。

### 4. こどもの自由遊び

次に大事な課題として、こどもの自由の尊重することである。厚労省のガイドラインには「遊びのプログラム」・「計画プログラム」・「専門委員会」<sup>(10)</sup>が提案されていることについて考えてみたいと思う。

ガイドラインの第4章に、「こどもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択したりすることを大切にすると述べているにも関わらず「遊びのプログラム」の「専門委員会」の設置するのは矛盾になると思われる。こどもには自由を与えるとその想像力を発展させながら新しい遊びや遊び方を生み出すに間違いない。よって、「遊びのプログラム」や「計画プログラム」を通してこどもの自由を奪うのは適切ではない。それより、児童館の館内の環境を備えるのはもっとも大切な戦略になると考えられる。たとえば、浦城っ子児童センターのように多くの木のおもちゃを置いて、こどもたちが好きなものを選んで好きな形で遊ぶ。そうすることで、一人で遊んだり、児童厚生員と一緒に遊んだりまたは他のこどもと遊んだりする。そして、おもちゃの使い方も様々であるためこどもの想像力によって新しい遊びが生まれる可能性が高くなる。たとえば、木材の室内ブランコを設置すると、こどもはまずスロースイングをやってみる、自分でスピードをコントロールできるようにする、これだけで体のバランスと目の協調や因果関係をわかるようになる。これも発達の進行・支援の例の一つである。もう少し深く考えると、室内ブランコの形も大事である。このブランコは、家の形をしているなら子どもは自分の家に入るかのような遊びをする。また、年齢によってこどもたちは窓から他のこどもと会話したり天井に登ったり、様々な遊び方をする。



年齢によって子どもたちや保護者は様々な遊び方をする。

もう一つの例を挙げると「みつつめどうぞ」（両手じゃ足りない!）というおもちゃについて述べることにしよう。「みつつめどうぞ」というのは、こどもが飲み込まないように設計された4cm×4cm×4cmのキュートなキューブが1個、三角柱が一個、円柱が一個、の3つの積み木のセットになっており、強くて木目がはっきりしており、手さわりが良い琉球松で作られた「にぎる」積み木である。

このセットでの遊びの面白さは、小さなこども（1～3歳）に左手にキューブを与え、次に右手に（またはその逆）別のキューブを与え、3つ目の積み木が与えられたときの反応を見るということである。みつつめの積み木を握る方法はいろいろあるが、「普通」や「正しい」方法はない。

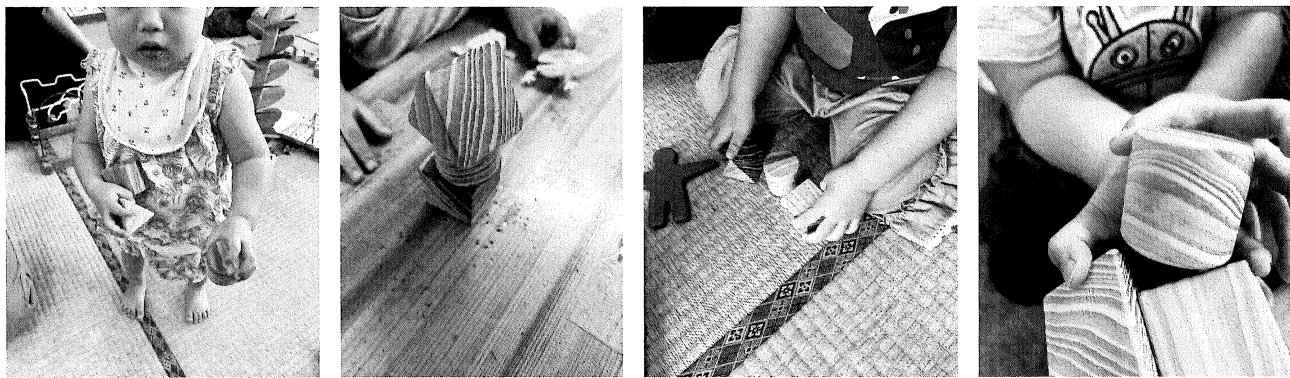
また、異なった年齢の人々にこれらの積み木と遊ぶと反応も様々である。浦城っ子児童センターで30人以上の利用者を対象にしたトライアルでは、1～4歳の子どもたちは、積み木を片手や両手でつかんだり、一つを床に置いて他の二つを手で持ったり、3つの積み木を床に置いたりすることが多かった。3つのブロックを積み重ねて形を作るこどももいる。

5～10歳のほとんどのこどもは、積み重ねながらいろいろな形を作る。20代～30代のほとんどの保護者は、3つのブロックを積み重ねて形を作る。

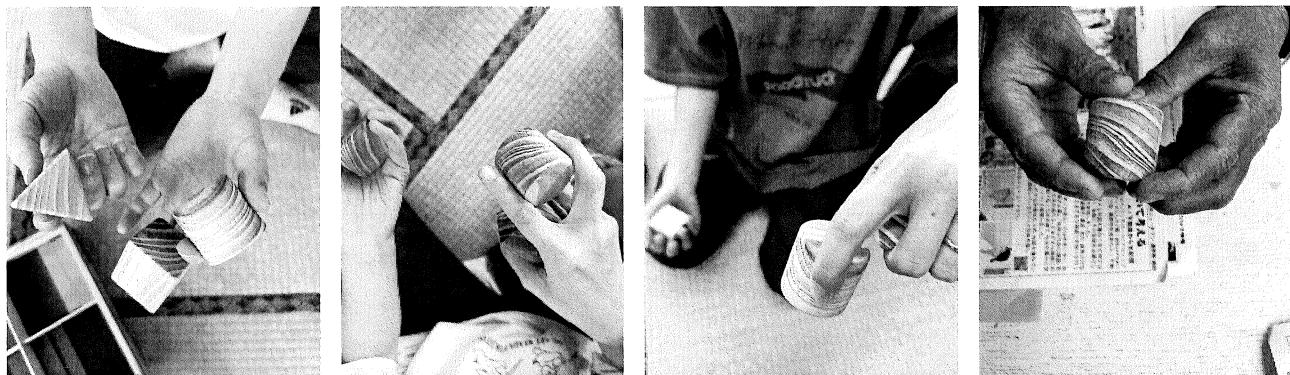
この実験の何らかの結論を出す前に、またその結論を強化するために、視床下部で産生され、下垂体から血流に放出される2つの「快感ホルモン」の分泌に関するハーバード大学医学部の研究結果<sup>(1)</sup>をまとめることにしたいと思う。

「オキシトシンとエンドルフィン、一般的な幸福感を生み出し、ストレスや不安のレベルを低下させ、リラクゼーション、信頼、全体的な心理的安定性に関連する社会的行動にプラスの影響を与えることが示されている。他の人や柔らかいものに触れるという単純な行為だけで、オキシトシンの放出が促進される。人と接触したり、話したり、笑ったり、おいしい食事をしたりするときにもこれらのホルモンが分泌される」。

このように考えてみると、「みつつめどうぞ」の実験結果と被験者へのインタビューでの反応（顔の表情や体の動作や語り）を分析すると、このゲームをするにあたってオキシトシンとエンドルフィンの分泌が起こることによって、喜び・快感・心理的安定・笑いだけでなく論理的思考の活性化、問題解決、空間認識、ストレスの軽減も引き起こすと結論付けることができよう。

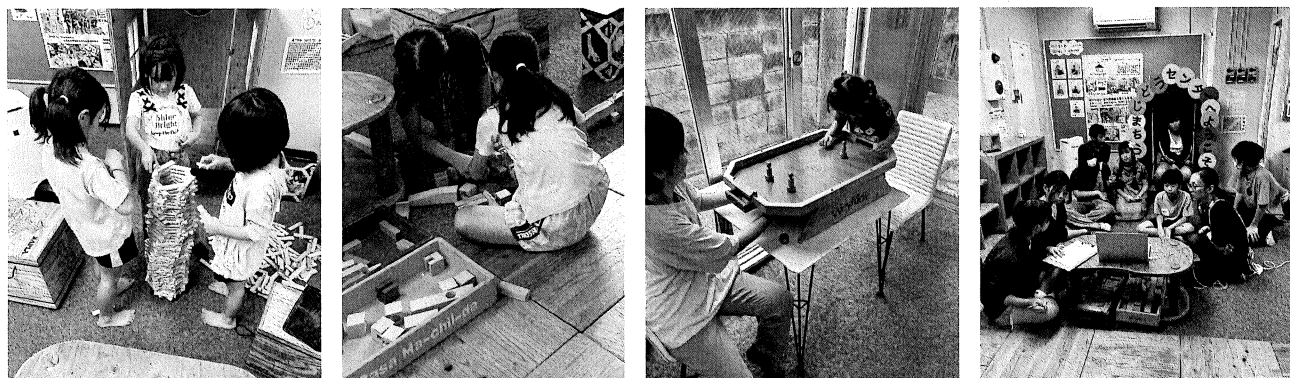


2歳から4歳のこどものにぎり方はさまざまである。



20代～60代の保護者のにぎり方も複雑で皆違って全員の被験者は笑いながら対応した。60代の保護者は、円柱の積み木を見つめて「美しいものですね」と笑顔で語った。

このように、浦城っ子児童センターは木製のおもちゃを多めに利用しながら、こどもたちの考える力、知的な好奇心、新しい遊び方生み出し、計画性・社会性を育むことができるようになってきていると言えよう。



考える力  
(カプラで遊ぶ)

知的な好奇心  
(構築の始まり)

新しい遊び方  
(手でサッカーをする)

計画性・社会性  
(こども会議)

これらのおもちゃの活用を通して、浦城っ子児童センターはやはり本当の意味での「子育て支援、こどもの心身を育成し情操を豊かにする」目的を達成するとともにこどもの知的・社会的能力を高めるよう援助ができています。

このように、センターはガイドラインに定めている目的・活動等をいくつかの項目を達成されているが、そうでないものも多い。代わりに別の活動を通してガイドラインに載せられていない目的を達成されている。例えば、こどもたちはもっと柔軟な遊び方ができるように現場での「実践研究」を行って、その結果を速やかに実行する。

結論としては、冒頭で述べたように、「ガイドライン」の描いている児童館は「理想」のものであり、児童館のできることは「現実」として見るべきであると筆者は思う。

### おわりに

このようにみえてくると、ガイドラインでの児童館の目的・役割・活動内容は、理想的なものとしては、現在の規定において十分に果たされていないなら果たすように内容を変える必要があるだろう。または各児童館に個性を持つように今日よりもっと自由を与えて地域の特性により活動内容を考えて行う。浦城っ子児童センターの例を挙げると沖縄県の松の木を材料として利用し新しいおもちゃをつくることによって、乳幼児から高校生までの来館者がこれまでになかった楽しい遊び方を生み出すことができる。また、弁当作成に参画することにより、センターへの愛着は強くなる。このような事例が全国の児童館で実現できるならば、ガイドラインによる目的・役割・内容では補えていない部分での児童の満足度や成長への貢献度は高くなる可能性があるだろう。

さらに、児童館運営の効果を上げるには地元の関係行政機関との連携を行うとともに全国レベルで活動する関係団体（全国児童館連合協議会、児童健全育成推進財団等）や各地方で活動する団体（各都道府県の児童館の連合協議会、子どもの居場所ネットワーク、社会福祉協議会、地域にある他の児童館等）との連携をさらに深め、双方向でコミュニケーションを行なって、子どもたちの幸福を求めて情報交換・連携・協働していくことは大切であると筆者は確信している。

### 謝辞

株式会社オフィスハートの皆様には本論文の作成に協力いただき感謝申し上げます。

### 注意

- (1) 鷺谷善教（1979年）「日本の児童館の歴史と問題点」、『学童保育年報』No.2, p. 20。
- (2) 鷺谷善教（1979年）「日本の児童館の歴史と問題点」、『学童保育年報』No.2, p. 20。
- (3) 大高真紀子、定行まり子。（2005年）『芝児童館に関する研究—児童福祉法制定直後に初めて建設された児童館の歩み—』生活学論叢 10号、22～36pp。
- (4) コトバンク『地域の「子ども施設」としての児童館』、(<https://kotobank.jp/word/児童館-74360>)。
- (5) コトバンク、同上。
- (6) コトバンク、同上。
- (7) 野中美希、杉田裕子（2019年）「地域の「子ども施設」としての児童館の役割」『みずほ情報総研レポート』vol.17, 1～10頁。
- (8) コトバンク、同上。
- (9) 一般社団法人大学コンソーシアム沖縄、子どもの居場所学生ボランティアセンター、（2024年）、『令和6年度第3回学生サポートボランティア事前研修会（知らせ）』。
- (10) 厚生労働省『児童館ガイドライン概要「遊びのプログラム等に関する専門委員会設置要綱」』。平成30年。
- (11) <https://www.health.harvard.edu/mind-and-mood/feel-good-hormones-how-they-affect-your-mind-mood-and-body>

### 参考文献

厚生労働省子ども家庭局、「児童館ガイドライン」平成30年10月、令和6年12月。

沖縄県浦添市公式HP。

一般社団法人大学コンソーシアム沖縄子どもの居場所学生ボランティアセンターHP。

こちらで修正したい  
変えていいの